

改正案	現行
<p>（業務開始届出）            第四条（略）</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第三条第四項の規定により資産流動化計画を業務開始届出書に添付する場合にあつては、当該業務開始届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。</p> <p>（業務開始届出書等に添付すべき書類）            第七条 法第三条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録）            第九条の二 法第三条第四項（法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八</p>	<p>（業務開始届出）            第四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（業務開始届出書等に添付すべき書類）            第七条 法第三条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

十五号)に基づく日本工業規格)以下この条において「日本工業規格」という。(X六二二三に適合する九十ミリメートルレキシフルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。)

2| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 届出者の名称

二 届出年月日

(業務開始届出書の受理)

第十条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画(資産流動化計画が第九条の二に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第二十九条第三項において同じ。)の一部に受理印を押しして受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(業務開始届出書の受理)

第十条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画一部に受理印を押しして受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(その他資産流動化計画記載事項)

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五～九 (略)

十 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資者保護の観点から記載又は記録が必要な事項

十一、十二 (略)

(電磁的記録)

第十九条の二 法第五条第三項(法第十八条第四項、第三十二条第二項、第四十四条第二項、第四十八条の三第二項、第八十五条第二項(法第十九条第二項において準用する場合を含む。))及び第一百十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製す

(その他資産流動化計画記載事項)

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五～九 (略)

十 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資者保護の観点から記載が必要な事項

十一、十二 (略)

(新設)

るファイルに情報を記録したものとす。

(業務開始届出等に係る特例)

第二十条 (略)

2 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む)に規定する記載又は記録の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

3 (略)

(追加届出)

第二十一条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる資料一部(第三号イ及びロに掲げる書類については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 次に掲げるいずれかの資料

イ 資産流動化計画(書面をもって作成されているものに限る)。

(業務開始届出等に係る特例)

第二十条 (略)

2 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む)に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

3 (略)

(追加届出)

第二十一条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる書類一部(第三号に掲げる資産流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む)に規定する特定事項を記載した資産流動化計画

(新設)

1

ロ 資産流動化計画が第十九条の二に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

ハ 資産流動化計画が第十九条の二に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録（第九条の二の定める電磁的記録に限る。）

四 第十条の規定により還付された業務開始届出書の副本の写し又は第二十九条第三項の規定により還付された同条第一項に規定する新計画届出書の副本の写し

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び第一項第三号イ若しくはロの書類又は同号ハの電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。

（変更届出等の提出期間）

第二十三条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十三条の二第四号、第六号、第七号及び第九号並びに第十四条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十六条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定してい

（新設）

（新設）

四 第十条の規定により還付された業務開始届出書の副本の写し又は第二十九条第二項の規定により還付された同条第一項に規定する新計画届出書の副本の写し

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第三号の資産流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

（変更届出等の提出期間）

第二十三条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載すべき事項（第十三条の二第四号、第六号、第七号及び第九号並びに第十四条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十六条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合にお

ない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従って資産流動化計画に記載し又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一月を経過する日までの期間とする。

一～五（略）

（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）

第二十四条（略）

2（略）

3 前項の場合（法第三条第二項第二号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合を除く。）において、管轄財務局長は、当該届出に係る法第九条第五項第一号及び第一号に規定する事項を特定目的会社名簿に登載するものとする。

（資産流動化計画の変更に係る届出）

第二十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第九条第四項において準用する法第三条第四項の規定により変更後の資産流動化計画を資産流動化計画変更届出書に添付する場合には、当該資産流動化計画変更届出書に添付する変更後の資産流動化計画の部数は、

ける当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従って資産流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一月を経過する日までの期間とする。

一～五（略）

（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）

第二十四条（略）

2（略）

3 前項の場合（法第三条第二項第二号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合を除く。）において、管轄財務局長は、当該届出に係る法第九条第四項第一号及び第一号に規定する事項を特定目的会社名簿に登載するものとする。

（資産流動化計画の変更に係る届出）

第二十六条（略）

（新設）

一部とする。

3| 特定目的会社は、第十六条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

4| 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画(変更後の資産流動化計画が第九条の二に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第二十七条 一(三) (略)

四 法第百十八条の二第三項(同項第三号の場合に限る。)の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ (略)

ロ 第三十五条第二項第二号に掲げる場合は、資産流動化計画に記載され、又は記録された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載され、又は記録された事実を経たことを証する書面

2| 特定目的会社は、第十六条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を前項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

3| 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画の一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第二十七条 一(三) (略)

四 法第百十八条の二第三項(同項第三号の場合に限る。)の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ (略)

ロ 第三十五条第二項第二号に掲げる場合は、資産流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載された事実を経たことを証する書面

(新計画届出)

第二十九条 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第十一条第五項において準用する法第三条第四項の規定により資産流動化計画を新計画届出書に添付する場合にあつては、当該新計画届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

3| (略)

(署名に代わる措置)

第三十条の二 法第十八条第五項(法第三十八条第七項、第一百十三条の二の五第四項及び第一百十三条の四の七第三項において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名とする。

(貸借対照表等の事項の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項)

第三十条の三 法第二十四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、法第九十五条第六項又は第九十九条第五項(法第一百九条第二項において準用する場合を含む。)(に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置)(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十三条の九において同じ。)(のうち当該措置を執るため

(新計画届出)

第二十九条 (略)

(新設)

2| (略)

(新設)

(新設)



の用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、事項の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該事項を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録することができるものとする。

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第三十条の四 令第三条の二第一項(令第七条の二、第七条の八、第八条の四、第八条の七、第九条の三、第十一条の八第二項、第十四条の二、第十五条の二及び第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第三条の三第一項(令第三条の五第二項、第三条の六第一項、第七条の六、第九条の二、第十六条の二及び第二十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三条の四第一項(令第三条の五第一項及び第三条の六第二項において準用する場合を含む。)、第三条の七第一項(令第三条の七第三項、第四条の五、第六条の二及び第十一条の八第一項において準用する場合を含む。)、第四条の二第一項(令第十一条の二において準用する場合を含む。)、第四条の四第一項(令第十一条の四及び第五十三条の二において準用する場合を含む。)、第七条の四第一項(令第七条の五において準用する場合を含む。)、第七条の九第一項、第七条の十第一項、第八条の三第一項(令第十一条の八第三項において準用する場合を含む。)、第八条の五、第十一条の六第一項、第十一条の七

(新設)

第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（令第十四条の三、第十五条の四及び第十六条の三において準用する場合を含む。）及び第十三条の二第一項（令第十四条の四において準用する場合を含む。）により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（電磁的方法）

第三十条の五 法第二十九条第四項（法第五十四条第四項（法第三百一十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第五項（法第三百一十条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四条第三項（法第三百一十条第一項において準用する場合を含む。）、第四百八条の四第四項、第四百八条の五の二第五項及び第四百八条の六第三項において準用する場合を含む。）及び第四百十三条の二の二第二項（法第百十三条の四の二第二項、第四百八条の二第五項及び第四百八条の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録さ

（新設）

れるもの

二 第十九条の二に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(電磁的方法の規定の準用)

第三十条の六 前条の規定は、法第三十六条、第四十四条第三項、第四十八条の五及び第百十三条第一項において商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条第二項の規定を準用する場合並びに法第三十六条及び第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(特定持分信託)

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的記録の種類及び内容)

(新設)

(特定持分信託)

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十一条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十三條の二 令第四條の三第一項（令第十一條の三において準用する場合を含む。）及び第十五條の三第一項により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十九條の二に規定する物のうち作成者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第三十三條の二 法第三十八條第五項（法第一百十條第六項及び第二百二十五條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 取締役の使用に係る電子計算機と優先出資の申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 取締役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電気通信回線を通じて優先出資の申込者の閲覧に供し、当該優先出資の申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十八條第五項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、取締役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2) 前項各号に掲げる方法は、優先出資の申込者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法の規定の準用)

第三十三条の三 第三十三条の六の規定は、法第五十九条の二第二項において商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条及び第三百三十条第一項において商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合、法第九十四条第二項において商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合、法第一百三十一条において商法第二百三十九条第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第二百二十七条第二項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

9

(電磁的記録の規定の準用)

第三十三条の四 第十九条の二の規定は、法第六十二条及び第三百三十条第一項において商法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百三十九条ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第一百三十一条において商法第三百十七條第二項及び同法第三百二十九条第四

3) 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、取締役の使用に係る電子計算機と、優先出資の申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十三条の三 令第四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち取締役が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(新設)

項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(署名に代わる措置の規定の準用)

第三十三条の五 第三十条の二の規定は、法第六十二条及び第三百三十一項において商法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第百十三条第一項において商法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第百十六条第三項において有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第五十二条第二項において準用する商法第百七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十三条の六 法第六十三条第五項第二号、第七十条第二項第三号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第三項第一号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第四項第二号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項第二号（法第百十九条第二項において準用する場合を含む。）、及び第百四条第一項第二号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）、に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(新設)

(新設)

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第三十三条の七 法第七十条第二項第四号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第三十条の五第一項各号に掲げるもののうち、特定目的会社が定めるものとする。

（新設）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法の規定の準用）

第三十三条の八 前条の規定は、法第九十四条第二項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合及び法第百二十七条第二項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する<sup>9</sup>

（新設）

（貸借対照表等の事項を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十三条の九 法第九十五条第六項及び第九十九条第五項（法第百十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第三十条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、特定目的会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて事項の提供を受ける者の閲覧に供し、当該事項の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に

（新設）

備えられたファイルに当該事項を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

(特定短期社債の発行の要件)

第三十三条の十 (略)

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 (略)

2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 船舶(商法第六百八十六条第二項に規定する船舶を除く。)

二 十七 (略)

(特定短期社債の発行の要件)

第三十三条の四 (略)

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 (略)

2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる場合

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 船舶(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十六条第二項に規定する船舶を除く。)

二 十七 (略)



(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第四十条 法第五十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に発行時期、利益の配当、消却、残余財産の分配その他の事項について種類の異なる優先出資を発行する旨の記載又は記録がある場合であつて、当該記載又は記録に従つて二以上の種類の優先出資を発行しようとする場合

二 資産流動化計画に発行時期、利息の支払、元本の償還その他の事項について種類の異なる特定社債を発行する旨の記載又は記録がある場合であつて、当該記載又は記録に従つて二以上の種類の特定社債を発行しようとする場合

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第十八条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ 水 (略)

二、三 (略)

(株式等に係る議決権の取得等の制限)

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第四十条 法第五十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に発行時期、利益の配当、消却、残余財産の分配その他の事項について種類の異なる優先出資を発行する旨の記載がある場合であつて、当該記載に従つて二以上の種類の優先出資を発行しようとする場合

二 資産流動化計画に発行時期、利息の支払、元本の償還その他の事項について種類の異なる特定社債を発行する旨の記載がある場合であつて、当該記載に従つて二以上の種類の特定社債を発行しようとする場合

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第十八条各号に掲げる事項が記載されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ 水 (略)

二、三 (略)

(株式等の取得等の制限)

第四十五条 法第五十一条第二項（法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分に係る議決権（法第五十一条第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

- 一 株式会社の株式に係る議決権 三分の一
- 二 法人の出資の持分に係る議決権であつて前号に掲げるもの以外のもの 四分の一

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第四十七条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五十四条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

- 一 一四（略）
- 二 （略）

（經由官庁）

第七十四条 特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人又は原委託者（以下この条において「特定目的会社等」という。）が届出書その他法、令及びこの府令（これらの法令において準用する他の法令の規定を含む。次条において同じ。）に規定する書類又は電磁的記

第四十五条 法第五十一条第二項（法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

- 一 議決権を有しない株式を発行している株式会社の株式 六分の一
- 二 前号以外の株式会社の株式 三分の一
- 三 法人の出資の持分であつて前二号に掲げるもの以外のもの 四分の一

（業務に関する帳簿書類の作成）

第四十七条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五十四条に規定するその業務に関する帳簿書類として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

- 一 一四（略）
- 二 （略）

（經由官庁）

第七十四条 特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人又は原委託者（以下この条において「特定目的会社等」という。）が届出書その他法、令及びこの府令（これらの法令において準用する他の法令の規定を含む。次条において同じ。）に規定する書類（以下この条

録（以下この条において「届出書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社等の本店、主たる事務所又は住所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社等は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（削る）

において「届出書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社等の本店、主たる事務所又は住所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社等は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

附則

（情報通信の技術を利用する方法）

第三条 改正法附則第二条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 旧特定目的会社の取締役の使用に係る電子計算機と優先出資の申込者又は特定社債の応募者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 旧特定目的会社の取締役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電気通信回線を通じて優先出資の申込者又は特定社債の応募者の閲覧に供し、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（改正法附則第二条第三項に規定する方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場

合にあつては、旧特定目的会社の取締役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2| 前項各号に掲げる方法は、優先出資の申込者又は特定社債の応募者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、旧特定目的会社の取締役の使用に係る電子計算機と、優先出資の申込者又は特定社債の応募者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第四条 令附則第三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち旧特定目的会社の取締役が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(削る)

改正案

別紙様式第5号（第9条第6号・第24条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）

1. 特定社員の名簿  
（略）

2. 親会社の株主又は社員の名簿

（ふりがな） 商号		
代表者の氏名		
住所		
（A）総株主又は総社員の議 決権の数	個	
氏名又は名称	（B）保有する議決権の数	割合（B/A）
	個	%

（記載上の注意）

- 「議決権」とは、第45条に規定する議決権をいう。
- 保有する議決権の数の多い順に2名（法人を含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって保有しているものがある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書きで記載すること。

現行

別紙様式第5号（第9条第6号・第24条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）

1. 特定社員の名簿  
（略）

2. 親会社の株主又は社員の名簿

（ふりがな） 商号		
代表者の氏名		
住所		
（A）発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株（又は口） 千円	
氏名又は名称	（B）保有する株式の数又は出資の金額	割合（B/A）
	株（又は口） 千円	%

（記載上の注意）

- （新設）保有する株式の数又は出資の金額の多い順に2名（法人を含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって所有しているものがある場合は、合算した株式の数又は出資の金額を記載するとともに、その割合を括弧書きで記載すること。

改正案	取 行
<p>別紙様式第6号 (第21条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) (第1面) 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 受理番号 財務(支)局長( )第 号 (郵便番号 )</p> <p>住 所 電話番号( ) —</p> <p>商 号 代表者の 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>届出事務 担当者名 電話番号( ) —</p> <p style="text-align: center;">追 加 届 出 書</p> <p>資産の流動化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、先にご提出した業務開始届出書において記載又は記録を省略した事項を記載し、又は記録した資料及び添付を省略した資料を提出します。 これらの資料の記載又は記録の内容は、事実と相違ありません。</p> <p>(記載上の注意) 「受理番号」は、業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。</p>	<p>別紙様式第6号 (第21条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) (第1面) 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 受理番号 財務(支)局長( )第 号 (郵便番号 )</p> <p>住 所 電話番号( ) —</p> <p>商 号 代表者の 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>届出事務 担当者名 電話番号( ) —</p> <p style="text-align: center;">追 加 届 出 書</p> <p>資産の流動化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、先にご提出した業務開始届出書において記載を省略した事項を記載した書類及び添付を省略した書類を提出します。 これらの書類の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>(記載上の注意) 「受理番号」は、業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。</p>